

随意契約（相手方指定）調書

件名	障害福祉サービス資源・情報共有システム保守・運用 管理業務委託	№5200051
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和6年4月1日	
契約金額	897,600円（消費税込み）	

契約相手方	トーテックアメニティ株式会社 東京事業所 (法人番号：7180001038759)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	障害福祉サービス資源・情報共有システム保守・運用管理業務委託
指定業者 （案）	名 称 トーテックアメニティ株式会社 東京事業所 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目 1 番 1 代表者 事業所長 田中 良典
指定理由	本件は、障がい者支援関係者間の円滑な情報共有のために導入した障害福祉サービス資源・情報共有システムについて、運用保守を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課において検討したところ、 当システムは各事業所のサービスごとの空き情報・厚労省の通知等の掲載に加え、区から事業者への通知・サービス種別ごとの一斉メール送信機能等、多様な機能を有するものであるが、これらの機能を網羅したシステムは現時点で上記業者が提供する当システムのみである。 また、区では当システムの介護高齢分野版も導入しているため、地域情報の収集等の運用管理を一元的に実施することによる運用コスト縮減も可能となっていることから、当システムを引き続き採用することは妥当である。 主管課において令和 5 年度契約の履行評価を行っているが、システム障害等のトラブルもなく安定した運用がなされており、区や事業者からの問い合わせにも迅速かつ適切に対応する等、履行状況は良好であった。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）